

伊丹市上下水道事業管理者 様

給水装置番号 (水栓番号)

給水装置場所 伊丹市

申 込 者 住 所

氏 名

指定給水装置工事事業者 住 所

氏 名

3階建以上の直結直圧式及び直結増圧式に関する誓約書

本給水装置工事の施行にあたり、給水方式の特性及び留意点等について、指定給水装置工事事業者より説明を受けました。つきましては下記事項を遵守し、給水装置を使用致します。

また、給水装置の所有権に変更が生じた場合は、次の所有者に承諾書の内容を必ず継承し、遵守させます。

(共通該当項目)

1. 受水槽のような貯留機能がないため、伊丹市上下水道局による配水管工事及びメーターの取り替え作業等の計画的な断水及び緊急時の断水の場合には、水の使用ができなくなることを承諾します。
2. 伊丹市水道事業給水条例に規定する給水装置の管理義務を厳守するとともに、官民境界より宅地内は、当方の責任で維持管理（漏水防止、修繕工事）いたします。
3. 使用水量や配水管水圧の変動に起因して、増圧装置の設置又は改造の必要性が生じる場合がありますが、それについて伊丹市上下水道局に一切異議は申し立てません。
4. 誓約書の内容を使用者等に周知徹底させ、給水方式に起因する紛争については、当事者間で解決し、伊丹市上下水道局に一切ご迷惑をかけません。

(以降裏面に続く)

(直結増圧式の該当項目)

1. 停電や故障により増圧装置が停止したとき、または制限給水等により一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良及び濁水が発生したときには、共用の給水栓を使用します。なお、共用の給水栓使用料金支払いについては、当方の責任において行います。
2. 直結増圧式給水装置及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回の定期点検を行うとともに、必要のつど保守点検または修繕を行います。
3. 直結増圧式給水装置に起因して、逆流または、漏水が発生し、伊丹市上下水道局もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。
4. 配水管水圧の変動により、増圧装置が稼動しない場合がありますが、それについて伊丹市上下水道局に一切異議は申し立てません。
5. 増圧装置の維持管理を行う管理責任者として、下記のことを指定します。管理責任者に異動もしくは変更が生じたときは、直ちに伊丹市上下水道局に届出いたします。

管理責任者

連絡先

(受水槽下流側の既設給水設備を使用する場合の該当項目)

1. 既設給水設備について、給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水設備である事を試験等により確認しました。なお、使用に起因する漏水等の事故が発生した場合は、所有者または使用者の責任において解決するとともに、伊丹市上下水道局の指示に従い速やかに改善します。